

「限界集落論」の現在

庄 司 知恵子

The Arguments about “Marginal hamlets”

SHOJI Chieko

現在、日本の多くの農山村は停滞化している。過疎高齢化がますます深化する中、日本各地において「限界集落」の存在が指摘されて久しい。限界集落とは高齢者が集落人口の50%を超え、集落機能が維持できない状況になった集落のことを指す。本稿では農村の停滞化状況を追いながら、限界集落論の現在について紹介していく。

キーワード: 過疎化 限界集落 農村社会 集落 (村落、ムラ)

In Japan today, it is said that a number of rural communities face a difficult problem, suffer from depopulation. “Marginal hamlets,” more than half of its population being made up of elderly people over the age of 65, increase in number owing to declining of agriculture and forestry. Such places suffer from various social and livelihood problems, many of which are related to farming, making the continued existence of these hamlets questionable. The purpose of this paper is to introduce the arguments about “Marginal hamlets”.

Keywords: depopulation, marginal hamlets, rural community, hamlets[“mura”]

1. はじめに

日本の農山村において過疎高齢化のいっそうの深化がみられる中、各地において「限界集落」の存在が指摘されている。「限界集落」という用語については、必ずしも明確な定義が確立しているとはいえない。この用語を生み出した大野晃の定義に従うならば「65歳以上の高齢者が集落人口の50%を超え、冠婚葬祭をはじめ田役、道役などの社会的共同生活の維持が困難な状態にある集落」のことを指す(大野 2008: 21)。

大野が定義するところの「限界集落」に結びつく集落数は、2006年度に行われた「国土形成計画策定のための集落の状況に関する調査」(国土交通省)によると、過疎地域等 62,273 集落のうち、7,878 集落となっている。更に、423 集落が今後 10 年以内に消滅するおそれがあり、2,220 集落がいずれ消滅するおそれが

あると予測されている。

「限界集落」という用語は、当初、学術用語として登場したものであった。しかし、現在では一般的な用語として広く注目を集めている。その背景には、国策に翻弄され、自治体でありながらも破たんせざるを得なかった北海道夕張市の存在、小泉純一郎内閣の構造改革もたらした地方の疲弊、そして日本全土で人口の自然減と高齢化が進行し、農山村だけではなく日本社会全体の「縮小」が問題として捉えられるようになったということが影響していると考えられる。マスコミも日本の閉塞状況の吹き溜まりとして農山村を語り、その際、使い勝手の良い言葉として「限界集落」という用語を利用してきた¹。

「限界集落」の「限界」という言葉がマイナスイメージを伴っていることから、日本全体において、また、当該集落の住民たちにとって、「限界集落」の存在は

センセーショナルな出来事として捉えられている。故に、関係者は「限界集落」という用語の使用を嫌い、「いきいき集落」（宮崎県）、「元気集落」（兵庫県）などマイナスイメージを払拭するような名称を用いて当該集落を紹介している。だが、農山村の人口減、高齢化はとどまることはない。よって、限界集落の名称が変わったとしても、当該集落が抱えている問題が解決するわけでもなく、単に問題の表面的なすり替えに過ぎない。

このようにその意味するところを理解されないまま「限界集落」といった言葉のみが先行し農山村の疲弊が論じられている。故に集落を枠組みとした住民の日常的な営為が議論から抜け落ちてしまい、両極端な反応のもとに農山村の疲弊した状況が捉えられている。

そこで本稿では、「限界集落」という用語が注目されるようになった背景を、過疎化の流れをもとに確認する。その上で、現代農山村の停滞化状況を捉える際に、そもそもなぜ、「集落」を単位として論じられているのかといった点を学問的背景から説明し、「限界集落論」の現在をもとに、住民の日常的な営為から現代農山村を捉える視点を提示する。

2. 農山村の停滞化状況—過疎化

大野の「限界集落」の定義にみられるような農山村の深刻化した状況は、今に始まったことではない。高度経済成長期、工業が飛躍的な拡大をみせる中、人々は労働力として農村から都市へと移動した。それにより、農山村では担い手の不足、生産構造の変化がみられ、農業を中心とした第一次産業の生産活動は停滞した。生活の基盤である生産構造が変化したことにより、人々の生活のありようも変化することとなった。高度経済成長期以降も、人々は生活の安定と利便性を求め、農山村を後にしている。残された人々が高齢期を迎え、高齢化していく農山村の状況を、長谷川は「老人の定住社会化」（長谷川 1986）として表現している。

このような農山村における人口の枯渇化、それによる停滞化状況を捉える言葉として、「過疎」という概念が用いられてきた。この「過疎」という言葉は、高度経済成長期に、人口の増加によって生じた都市の騒音や公害などの生活環境の悪化を、都市の「『過密』問題」と捉えるのに対して登場した言葉であり、農山村の実態から捉えられたものというよりは、以下に示すように政策的な動きの中で登場した言葉である。

「過疎」という言葉が初めて公文書中に登場したの

は1967年の「経済社会発展計画」であった。「人口流出が進行し、地域によっては地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障をきたすような、いわゆる過疎現象が問題となろう…」というように、この時点では現象についての説明と危惧にとどまっていた。続いて同年、「経済審議会地域部会報告」において、高度経済成長期を経て生じた都市部における公害問題や交通問題などを「過密問題」に対し、農村部の人口減少によって生じた問題を「過疎問題」として捉え、都市の過密だけではなく、農村の過疎も問題であるとする見解が提示された（過疎対策研究会 2007）。

このような経緯から、国では農村部の停滞化状況を鑑み、1970年から10年ごとの時限立法として、過疎対策に関する法律（以下、「過疎法」）を定め、農村部の停滞化状況に対して政策的な対応をしてきた。2000年に制定された第四次過疎法である「過疎地域自立促進特別措置法」は、2010年に一部改正され執行期限が6年間延長された。

過疎の問題は、当初、農業の継承性の点から若年層の流出の問題と関連して議論されてきたため、人口流出を防ぐべく、物的基盤の整備、雇用の確保が急がれた。しかし、依然としてプラスに転じることのない人口と、高齢化がいよいよ本格化してきたことから、1991年に制定された第三次過疎法では、過疎地域の要件にこれまでの人口減少率、財政力指数に加え、高齢者比率と若年層比率が組みこまれた。杉岡は、「過疎化が地域経済の衰退の問題として扱われていたために生産活動に貢献の少ない高齢者の人口の問題については議論され」ず、その後「過疎地域では青年層の激減とそれとは対照的に高齢者による農業生産活動が一般的な現象となり、初めて高齢者問題が登場してきた」と指摘している（杉岡 1990：192）。

高齢化が進展する中で考えなければならないことは、高齢者の生活維持の問題であり、集落の維持の問題である。後に述べるように、農山村では、集落を単位として人々は生活維持の仕組みを作ってきた。文化や伝統、人々のかかわりといったものは、集落を単位として引き継がれてきた。特に高齢者にとって、集落を範囲とした長年の相互作用の蓄積は、生活維持において重要な資源となる。自治体間格差に注目した「過疎」という概念では、そのありようを捉えることは難しい。集落の営みに着目した、「限界集落」という概念が注目を集めた背景には、この言葉が、集落で生活

を営む人たちのリアリティを捉えたものであり、時代的な要請もあったといえよう。

3. 限界集落とは

(1) 「限界集落」という概念

大野が「限界集落」という用語をはじめて使ったのは、1988年のことである（大野 2008：36）。大野は、山村を対象とした長年のフィールドワークを通して、農山村の深刻化した状況を示す「過疎」という既成の概念と実態のズレを感じており、「社会調査におけるリアリズムの追求の中から限界集落という用語が生まれた」と述べている（大野 2005：295）。「限界集落」は集落の状態を量的・質的側面から捉えた段階的な概念の中の一つであり、表1に示したように、集落機能の維持が可能となっている状況から、存続集落、準限界集落、限界集落、消滅集落というように区分される。

表1 集落の状態区分とその定義

集落区分	量的規定	質的規定	世帯類型
存続集落	55歳未満人口比50%以上	後継ぎが確保されており、社会的共同生活の維持を次世代に受け継いでいける状態	若夫婦世帯 就学児童世帯 後継ぎ確保世帯
準限界集落	55歳以上人口比50%以上	現在は社会的共同生活を維持しているが、後継ぎの確保が難しく、限界集落の予備軍となっている状態	夫婦のみ世帯 準老人夫婦世帯
限界集落	65歳以上人口比50%以上	高齢化が進み、社会的共同生活の維持が困難な状態	老人夫婦世帯 独居老人世帯
消滅集落	人口・戸数がゼロ	かつて住民が存在したが完全に無住の地となり、文字通り集落が消滅した状態	

出典) 大野 (2008) 22 頁

「限界集落」の「限界」とは、集落が消滅する前段階の状況、まさに集落維持が限界のことから採用された単語であろう。しかしながら大野は、そのような単純な理解だけで、この「限界」という用語を採用したわけではないと考えられる。

大野の「限界集落」問題の提起に対して、秋田県の小学校教師が行った教育実践とその記録に示された教師の一言を大野は自著において紹介している。その教師の一言とは、以下のようなものであった。「中央、地方問わず幸せに暮らすことができるようであれば、それを不可能にしている施策や政治経済システムにこそ『限界』があると断言せざるを得ない」（大野 2005：100-106）。この言葉を紹介した大野の考えを察するに、農村の疲弊化した状況を表現した「限界」そして「消滅」という言葉には、政策に対する批判とそれに翻弄されてきた農山村の叫びが含意としてよみと

れる。

(2) 「集落」枠組みとして捉えることの意味

ところで、大野はなぜ農山村の深刻化した状況を捉える際に、「集落」に着目したのであろうか。過疎農山村の深刻化した状況が語られる際、その大枠の図式は、都市と農村の二項対立であり、過疎地域指定の客観的な指標のベースは自治体である。しかしながら、大野は、「市町村自治体を支えている基礎的社会的組織は集落である」（大野 2008：21）とし、集落をベースとして、過疎の問題に対応していくことを提起している。大野の視点は次のような考えから導かれる。

「山村の人びとは、〈生産と生活〉の活動拠点を集落においている。この活動拠点となっている集落を構成しているのは家族（実際は世帯）である。～中略～家族が〈生産と生活〉にかかわる社会的協働・協力関係を相互に取り結び、有機的に結合している組織が現在の集落である。この集落が集落として存続していくためには、集落の社会的共同生活を維持していく担い手が絶えず再生産されなければならない。すなわち、集落の維持には田役、道役などによる農道、生活道の維持・管理、冠婚葬祭の実施、集落運営の中核を担う区長、副区長、会計などの役職者の確保などが必要であり、こうした〈生産と生活〉にかかわる社会的共同・協力関係を維持していく担い手が絶えず集落内で再生産されなければならないのである」（大野 2005：16-22）。

農村社会学をベースとしていない人にとっては、「集落」を起点として人々の生活を捉えることは疑問であろう。この点について、学問的背景から説明していく。

農村社会学では「イエ・ムラ理論」に代表されるように、「村落」を枠組みとして人々の生活のありようを捉えてきた。「イエ・ムラ理論」とは、戦前の村落研究において鈴木栄太郎の「自然村理論」、有賀喜左衛門の「家連合論」の作業を土台として形成されたものであり、後の日本農村社会学の研究者たちに対し日本の農村を捉え得る際の基礎的視点を提供してきた。

「イエ・ムラ理論」において「イエ」とは言うまでもなく農家であり、「ムラ」とは集落を意味する。これらは「イエ」や「ムラ」の実態的な側面だけを取り上げて表現された概念ではない。「イエ」は農村において、生産と生活の基礎的単位である。よって、個人の生活を保障するうえでも、基礎的な単位であった。生産と生活の諸契機ごとに、「イエ」は相互に結びつ

く。結果、家々の連続性のもとに村落が形成され、村落はひとつの社会的統一体として理解される。ではなぜ、「イエ」は結びつくのか。個々の家だけでは、生産と生活を成立させることができず、結果、家成員の生活を保障できない状況にある場合、その補完の必要から、家々が結びつくのである。そのため、「ムラ」には、多様な社会関係が張り巡っており、「ムラ」は社会関係の総体として捉えられるものである。その意味で「ムラ」は、農民が生活の必要性から作り上げた、生活保障のシステムであったといえる。

村落を枠組みとした共同は、生産力が低かったが故の共同ではあったが、生産場面に限らず、冠婚葬祭、火事、道普請、大病や怪我の際の協力など、生活維持において独力では解決困難なことに対応するために結ばれたものであった。そのため、村落には種々の社会関係が錯綜し、村落は、ひとつの社会的統一として存在したのである。その姿を、鈴木栄太郎は、社会的統一としての「自然村」として捉え（鈴木 [1940] 1968）、有賀喜左衛門は、「家連合の複合体」として捉えた（有賀 [1948] 1971）。村落は長い歴史の中で、「個別には完結できない住民の生活を維持するための補完機構であり、具体的には互助のシステムとして展開してきた」のである（松岡 2007 : 70）。

戦後、「ムラの解体」が叫ばれた。それは時代的な要請によるものでもあったが、住民の生活には、個別化・広域化・社会化が確認され、個人の生活維持において、個人が所有する社会的ネットワークや外部機関のサービスが利用される場面が増えてきたのも事実である。その意味で、住民の生活にとって第一義的に村落が位置づけられることはなくなった。しかし、そういった変化を捉え、住民が生活を全うとする際に、何が足りなくて、どのような支援が必要なのかということは、長い間築かれてきた協力の体制が集落を枠組みとして展開してきたことを考えると、やはり集落の現状分析から捉えなければ、支援の方向性はみえない。また、「限界集落」ということばを聞いて、多くの人が憤りを感じ、動揺を覚えた背景には、生活実態として集落が住民の生活維持において重要な意味を持って存在していることの表れといえよう。

4. 限界集落論の現在

2007年、日本は人口減少時代に突入し、もはや単純な人口誘導策では、農村集落の限界集落化を食い止

めることはできない。集落の消滅を目の前にし、集落再編や集落移転の必要性が議論されるのは当然としても、行政による再編や空間的移転には無理がある。限界集落化を問題として捉え、何らかの対策を講じるのであれば、その方向性は、住民が望む形で展開されなければならない。その際、住民の生活、気持ちに対する丁寧な配慮が必要となることはいうまでもなからう。

以下では、限界集落をめぐる昨今の議論を参考としながら、限界集落を捉える視点について考えていく。

(1) 流域共同管理論

集落機能の果たしてきた役割の一つとして、山や耕作地の「資源管理」による国土保全が挙げられる。現在、基幹的農業従事者²数の半数を高齢者が占め、耕作放棄地増加の原因の86%が「高齢化や労働力不足」（農林水産省 2002 : 118）であることを考えると現在の集落が、資源管理機能を有しているとは言えない。このような耕作放棄地の増加、山林の荒廃を受けて、大野は、山・川・海が自然生態系として有機的に関連し、結びついている総体的存在であるとの認識から、上流域における資源管理の問題を流域全体の問題として捉えなおし、解決を図るという「流域共同管理論」を掲げている（大野 2005）。集落レベルで発生する生活維持の問題に対し、流域全体ひいては国全体の課題として捉え直し、解決を図っていくということである。

その実践とも捉えられる活動として注目を集めているのが、京都府綾部市の取り組みである。綾部市では、2006年12月、「水源の里条例」を制定した。この条例の趣旨は、綾部市の水源地域に位置する集落は、「水源かん養、国土・自然環境の保全、心をいやす安らぎの空間等として重要な役割を担っているが」、「過疎高齢化が進行し、地域社会における活力が低下している」。よって、「集落自体の存続が危機的状況に直面している集落を水源の里と位置づけ、過疎化に歯止めをかけ、地域の振興と活性化を図り、もって住民福祉の向上、地域格差の是正および本市の発展に貢献することを目指し」ている（水源の里条例より）。条例では、定住対策の促進、都市交流の推進、地域産業の開発と育成の推進、地域の暮らしの向上の4点を目標に掲げ、これら目標を達成するための作業を自治会＝集落が主体となりすすめる、市が支援を行う。

2007年に限界集落化の課題を共有する全国172の

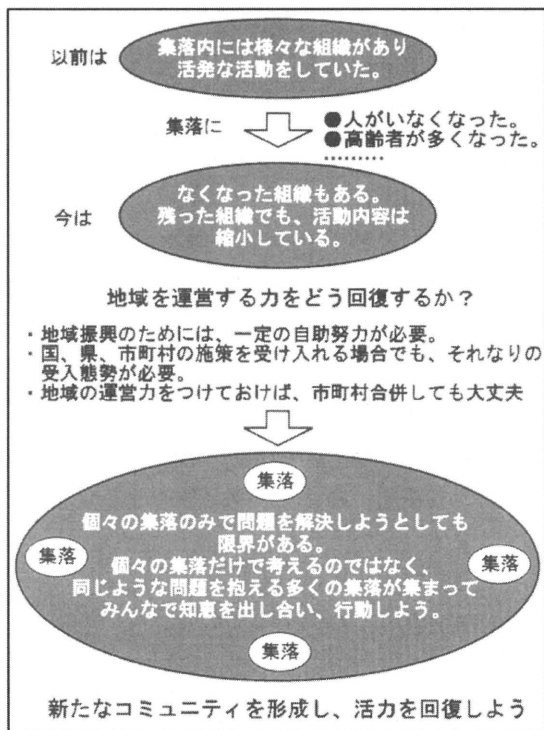
自治体が綾部市に集結し、シンポジウムが開催された。ここでの話し合いが「水源の里連絡協議会」の設立につながり、限界集落化の問題を通じた全国レベルの活動組織が成立した。その後も年に一回、福島、島根、北海道においてシンポジウムが開催されている。

この活動が影響してか、2009年度「水源の里保全緊急整備事業（林野庁）」が国家予算に組み込まれた。集落の問題を各自治体が吸い上げ、それを国につなげていく、その核として「水源の里連絡協議会」が位置づけられよう。小さな集落が国を動かし始めている。

(2) 集落連合

先にみてきた綾部市の例が、上流・下流といった総体的認識のもとに国レベルで繋がりを作り問題解決の方向性を探るのに対し、次に述べる取り組みは、空間的な近接性に基づいた地縁組織の再編成であり、当該集落の人々の生活を支えるといった場合、より現実的な取り組みとして考えることができる。

国では、2004年『集落連合—“強い”農村コミュニティ形成のために—』（農林水産省農村振興局政策課農村整備総合調整室・財団法人農村開発委員会）および改訂版（2007）において、過疎地域における複数の集落の連携による新たな広域コミュニティの形成をすすめている。集落連合形成推進の背景は、図1にま



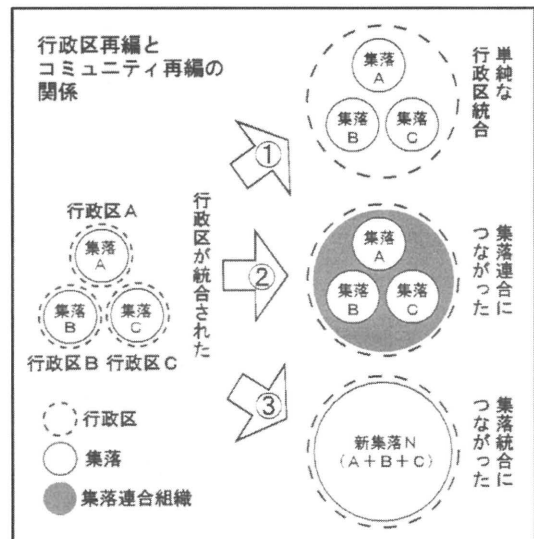
出典）農林水産省（2007）3頁

図1 集落連合形成の過程

とめられた通りである。

集落機能低下の問題に対し、新たな地縁組織を集落の連合により形成することによって、処理をしていこうというのが国の方針である。目標として「住民共同活動の維持」「地方分権への対応」「地域間競争への対応」「地域資源の有効活用による経済的基盤の確立」「地域文化の保存・継承」「都市住民への新たなライフスタイルの場の提供」以上6点が掲げられている。

連合のありかたは、図2に示したように、一つではない。と同時にこんなに単純でもない。国の指針のもとに、各自治体では振興策として「〇〇振興協議会」などといった名称のもと、集落の連合化を進めている。しかしながら、そこには実態とのズレが読みとれる。筆者のフィールドである岩手県岩泉町においても、藩政村を単位として振興協議会が作られている。しかしながら、住民たちの生活に目を向けてみると、自分たちの生活実践から、2、3個の集落が連合し、小さな規模で空間の再編を図ってきた様子が確認される。自治体が進める枠組みのもとに協力体制を作り上げたとしても、住民にしてみれば、実態のズレから、「何をすればよいのか」という疑問が拭えない。更に、行政側からは、「何もしない」といった評価につながる。上からの押し付けによって集落連合化をすすめるのではなく、住民の日常的な営為から、集落連合の適正な範囲を捉える作業が求められる。



出典）農林水産省（2007）7頁

図2 行政区再編とコミュニティ再編の関係

(3) 撤退の農村計画

以上2つの視点に対し、以下で述べる取組みは、一見ラディカルなものとして捉えられる。しかし、限界集落の状況をより現実的に直視した対応といえる。

2006年5月、「撤退の農村計画」という名の共同研究会が立ち上がった。この研究会は、研究者だけではなく、行政や民間企業に勤める人たちもメンバーとして加わり、ネット上において情報共有・討論を行ってきたことに特徴がある。ホームページ上において研究趣旨が示されており「わが国、日本の条件不利地においては、これから先、限界集落や消滅集落が急増します。もはや『すべてを守る』ことは不可能であり、『撤退』についても、真剣に検討すべき時期にさしかかっています。地元住民がやむを得ず『撤退』を選択したとき、『農村計画は保全のみで、撤退は考えていません』でいいのでしょうか。非常に難しい課題ですが、私たちはあえて立ち向かいます」と述べられている。

本研究会は、財政悪化に伴った乱暴な撤退・消滅案には断固として反対し、従来型の過疎集落の維持、衰退をさせないといったある種のノスタルジックな考えにも賛同しない。なし崩し的に集落が消滅してしまうことを待つような「消極的な撤退」ではなく、「未来に向けた選択的な撤退」として、「積極的な撤退」を掲げている。「積極的な撤退」とは、「高齢化が著しい過疎地の住民の生活と共同体を守るため、さらに、地域の環境の持続性を高める（災害防止や生物多様性の向上など）ために、居住地、資金、人的資源を戦略的に再配置（再構築）することであり、おおよそ30～50年先の将来を想定している」（林他2007）。

小田切らの研究報告『平成18年度 限界集落における集落機能の実態等に関する調査』（2007）では「むらおさめ」が提案されている。そこでは「集落限界化の抑制戦略が行われた場合でも、ある程度の集落が消滅していくことはやむを得ない現実である。その際、なしくずし的な消滅を待つのではなく、残余世帯の世帯員のQOL（生活の質）を最後まで維持する必要がある。また、そのための選択肢の1つとして集落や世帯の戦略的撤退もありうる」。このような集落のターミナルケアを総称して、「むらおさめ」と表現し、国家・国民や地域住民が積極的に集落を「看取る」必要があるとしている（2007：80-83）。

一見ラディカルとも捉えられる視点が提供されているが、そこには「持続性」を意識した取組みであるこ

とがみてとれる。その「持続性」について、限界集落問題の解決を図る際に、どのように住民たちの合意形成に結び付けていくのが今後の課題といえよう。

5. おわりに

以上、簡単ではあるが「限界集落」という用語が登場した背景と「限界集落論」の現在について確認してきた。これから必要となる作業としては、第一に、限界集落における住民の生活実態と集落機能の現状を明らかにすること、第二に集落機能の低下を補完する条件を広域ネットワーク、行政等とのかかわりから明らかにすること、第三に集落機能の低下に関して不足する補完内容と、どのような支援が強化されることで、集落機能の補完が可能になるかを明らかにすることであろう。財政の悪化等により、集落再編・移転の必要性を十分に承知しつつも、良い形で集落が消滅していく方向性も模索する必要がある。その際、求められる作業は集落機能をスムーズに他団体およびネットワークに移行させていく条件の模索であり、住民の生活欲求に根ざした方向性の提示が必要となることはいうまでもない。

本稿は、「限界集落における住民の生活実態と集落機能低下の補完についての研究」（科学研究費補助金若手研究（スタートアップ）2009-2010年度）による成果の一部である。

註

- 1 秋津（2009）において、マスコミの動きが紹介されている。
- 2 自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者のことを指す。

引用文献・参考文献

- 秋津元輝編、『集落再生—農山村・離党の実情と対策』
年報村落研究 第45集, 農山漁村文化協会.
有賀喜左衛門, 1971, 『有賀喜左衛門著作集X 同族と村落』 未来社.
長谷川昭彦, 1986, 『農村家族と地域社会』 御茶の水書房.
林直樹他, 2007, 「共同研究会『撤退の農村計画』—人口減少時代の戦略的農村再構築—」 『農村計画

- 学会誌』25, 564-567.
- 林直樹・斎藤晋編著, 2010, 『撤退の農村計画』学芸出版社.
- 過疎対策研究会, 2007, 『過疎対策データブック—平成17年度過疎対策の現況』丸井工文社.
- 松岡昌則, 2007, 「村落と農村社会の変容」『村落と地域』東京大学出版会, 63 - 92.
- 農林水産省, 2007, 『改訂版 集落連合—“強い”農村コミュニティ形成のために』
- 農村開発企画委員会, 2007, 『平成18年度 限界集落における集落機能の実態等に関する調査』
- 大野晃, 2005, 『山村環境社会学序説』農山漁村文化協会.
- 大野晃, 2008, 『限界集落と地域再生』秋田魁新報社.
- 杉岡直人, 1990, 『農村地域社会と家族の変動』ミネルヴェ書房.
- 鈴木栄太郎, 1968, 『鈴木栄太郎著作集1 日本農村社会学原理(上)』未来社.
- 「撤退の農村計画」<http://tettai.jp/info/info-01.php>
(アクセス日2010年11月11日)